

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和8年5月19日

【会社名】 株式会社N a I T O

【英訳名】 Naito & Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 坂 井 俊 司

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 東京都北区昭和町二丁目1番11号
(上記は登記上の本店所在地であり、令和5年11月6日に本社建替えのため一時移転し、「東京都台東区東上野五丁目1番5号 日新上野ビル3階」にて業務を行っております。)

【縦覧に供する場所】 株式会社N a I T O関西営業部
(東大阪市横枕西11番31号)

株式会社N a I T O中部営業部
(名古屋市瑞穂区塩入町1番28号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長 坂井俊司は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当該事業年度の末日である令和8年2月28日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。また、発見された内部統制上の不備については、財務報告に与える影響の重要性を定量的及び定性的観点並びにその発生可能性を踏まえて評価し、重要な不備に該当するか否かを判断しています。さらに、当該評価にあたっては、不正リスク及び経営者による内部統制の無効化の可能性についても考慮しています。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果が有効であることを踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社1社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲には含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社が卸売業を営んでおり、事業活動の規模及び経営成績を測る指標として売上高が最も適切であると判断したことから、売上高を重要な事業拠点の選定指標として用いています。各事業拠点の売上高が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とし、全社的な内部統制の評価結果が有効であることを踏まえ、当該範囲で業務プロセスの評価を行っています。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。これらの勘定科目は、卸売業における主要な収益源及び資産を構成し、財務報告に与える影響が大きいことから、重要な勘定科目として選定しています。また、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目が及ぼす財務報告への影響を踏まえ、退職給付引当金等に係る業務プロセスを評価対象に追加しています。さらに、財務報告の作成に重要な影響を及ぼすIT環境については、IT全般統制及び業務処理統制の観点から評価を実施し、システムのアクセス管理、変更管理及び運用管理等の整備及び運用状況についても評価対象としています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。